新潟県報道資料

新潟県

令和４年２月２５日
県民生活・環境部県民生活課

「横断歩行者を守る交通事故防止運動」を実施します。

１　実施期間

令和４年３月１日(火)～１０日（木）

２　目的

３月は、暖かい日が増えて人や車の動きが活発になることから、横断歩行者保護のための広報・啓発活動を重点的に実施して、交通事故から横断歩行者を守ることを目的としています。

（参考：令和３年中の歩行者事故発生状況等は別紙のとおり）

３　スローガン

新潟県警察『横断歩行者の交通事故防止に関する標語』最優秀賞作品

「よーく見て　わたろう　とまろう　横断歩道」

４　運動の重点

（１）横断歩行者等の安全確保
（２）道路横断時の安全確認の徹底

５　県の取組

（１）県ホームページ等による広報の実施
（２）道路表示板等による広報の実施
（３）県庁及び地域振興局における庁内放送を使用した来庁者への広報の実施
（４）関係機関、団体への交通安全活動及び広報活動の実施依頼　等

６　その他

運動の実施について報道いただき、県民の皆様への注意喚起に御協力いただきますよう、お願いいたします。

本件についてのお問い合わせ先
県民生活課交通安全対策室〔担当〕寒河江
ＴＥＬ　025-280-5136（内線 2484）

◆　令和３年中における歩行中等の死亡事故発生状況

	令和3年	割合
死者数（人）	47	
うち高齢者	28	59.6%
うち歩行中	17	36.2%
うち高齢者	10	21.3%
うち横断中	8	17.0%
うち高齢者	7	14.9%

出典：県警察

○　交通事故死者に占める歩行者の割合は３分の１以上

交通事故死者数（47人）のうち、歩行者の割合は36.2%（17人）であり、その内訳は、横断中が8人、路上横臥が4人、歩行中が1人、路上遊戯・路上作業中が1人、路上停止中が1人、その他が2人となっています。

横断中の死者の8人のうち7人が高齢者（87.5%）となっています。

◆　歩行者保護の状況

信号機のない横断歩道における車の一時停止率

	令和元年	令和２年	令和３年
新潟県	36.2%	49.4%	37.3%
全国平均	17.1%	21.3%	30.6%

出典：一般社団法人日本自動車連盟

○　信号機のない横断歩道で、横断しようとする歩行者がいる場合の一時停止率

道路交通法では、横断歩道等に横断歩行者等がいるときは一時停止して、歩行者の通行を妨げてはならない旨が規定されています。

令和３年の本県の信号機のない横断歩道で、横断しようとする歩行者がいる場合の車の一時停止率は37.3%で、前年より低下（-12.1ポイント）しました。

全国平均（30.6%）を上回ってはいる（6.7ポイント）ものの、６割以上の車が一時停止をしなかったという残念な状況にあります。

ドライバーは、横断歩道の近くでは歩行者の有無をしっかりと確認し、歩行者に優しい運転を心掛けましょう。

◆　歩行者の違反状況

○　歩行者に違反がある死亡事故が12件発生

令和３年中、歩行者に違反が認められる死亡事故が12件発生しており、内訳は信号無視が１件、車が通過する直前・直後の横断が３件、路上での寝そべり等が４人、横断歩道以外での横断が１件、幼児の一人歩きが１件、その他違反が２件となっています。

歩行者も道路を横断する際は、信号を守る、横断歩道を渡る等の基本的なルールを守りましょう。

また、周囲の車に対して横断する意思を示し、安全を確認してから横断を開始するとともに、横断中も接近する車がないか十分に注意しましょう。